

事務局長
 教務部長
 学生部長
 図書館長
 医学教育部長
 病院長
 防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

定例的に行う会議について（通達）

改正 平成元年 5月29日 平成23年12月27日
 平成元年11月 1日 平成26年 4月 1日
 平成5年 4月 1日 平成28年 3月31日
 平成7年 3月31日 平成28年11月11日
 平成8年10月 1日 平成29年 3月30日
 平成14年4月 1日 令和 3年 3月31日
 令和5年 6月30日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防医総第135号(50.4.25)「定例会議」の設置について（通達）は、廃止する。

1 会議の種類等

名称	日時	場所	目的	参集者
五役会	原則として 毎月曜日10時～及び学校長の指示により随時	学校長 応接室	1 情報交換・連絡調整 2 防衛医科大学校（以下「大学校」という。）の基本的方針その他の運営上の特に重要な事項に関する審議。	防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）（主宰者）、副校長、その他学校長が指定する者
定例会議	原則として 毎月第2、第4火曜日16時～及び学校長の指示により随時	学校本部第1 会議室	次に掲げる事項に関する審議 1 業務運営計画及び予算に関すること。 2 規則及び基準に関すること。 3 大学校行事のうち重要な事項に関すること。 4 五役会で審議した基本的事項等に基づいて作成する具体的計画等に関すること。 5 その他大学校の運営上の重要な事項に関すること。	学校長（主宰者）、副校長、事務局長、総務部長、企画部長、医学教育研修センター長、医学教育開発官、学生部長、図書館長、医学教育部長、看護学科長、病院長、副院長、防衛医学研究センター長、その他学校長が指定する者

課長 会議	原則として 毎月第2、 第4火曜日 10時～	学校 本部 第1 会議室	次に掲げる事項に関する審議 1 業務運営計画及び予算にす ること。 2 規則及び基準に関するこ と。 3 大学校行事に関すること。 4 五役会で審議した基本的方 針等に基づいて作成する具体 的計画等に関すること。 5 その他大学校の運営に関す ること。	総務課長（主宰者）、主任会 計監査官、経理課長、厚生 課長、主計課長、企画課 長、管理施設課長、情報シ ステム課長、医学教育研修 センター研修管理室長、医 学教育研修センター事務 長、医学教育研修センター 事務部入学試験室長、学生 課長、主任訓練教官、図書 館事務長、病院企画調整 官、病院運営課長、防衛医 学研究センター事務長、そ の他総務課長が指定する者
庶務 担当 係長 等会 議	原則として 毎月第2、 第4水曜日 14時～	学校本 部第1 会議室	1 大学校業務の連絡、調整に 関すること 2 規則及び基準に関する こと。 3 大学校行事に関すること。	総務課総務係長、会計監査 官、経理課用度第1係長、 厚生課厚生第1係長、主計 課総務係長、企画課企画係 長、管理施設課管財係長、 情報システム課情報保証専 門官、医学教育研修センタ ー研修管理室総務係長、医 学教育研修センター事務部 総務係長、医学教育研修セ ンター事務部企画係長、学 生課学生係長、学生部訓練 教官、図書館事務室企画係 長、病院運営課総務係長、 病院運営課企画係長、防衛 医学研究センター事務部総 務係長

2 会議の運営要領

- (1) 会議には、説明及び意見聴取のため、参集者以外の関係者の出席を求めることができる
- (2) 定例会議に付議する案件は、事前に課長会議の審議を経ることを原則とする。

3 会議の事務

- (1) 会議に関する庶務は、総務部総務課において処理する。
- (2) 五役会、定例会議及び課長会議に案件を付議する場合は、原則として、当該会議が行われる前週の金曜日までに、総務部総務課へ案件の主題を通知し、資料を送付するものとする。
- (3) 庶務担当係長等会議に提出する資料等は、当該会議が行われる週の月曜日までに総務部総務課へ送付する。
- (4) 会議の議事の記録は、原則として総務部総務課が作成する。なお、第1項五役会目的第1の議事録は作成しない。

4 その他

本通達の細部については、総務部総務課長から通知するものとする。

附 則

この通達は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成元年11月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年11月11日から施行する。

附 則

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。